

整理番号	水道 - 要行 - 1
------	-------------

複数の者に対する行政指導個別票

所管局部課（担当）名 （電話番号）	水道局工務部給水課 (06-6616-5480)
処分課（担当）名	同上
行政指導の名称	建築基準法違反の建築物に係る水道の取扱いに関する覚書に基づく指導
関連する 他局の名称	都市整備局
概 要	水道局は都市整備局からの要請に基づき、違法建築物にかかる給水装置工事申込の承諾及びその他給水に必要な措置を保留するものです。
根拠となる要綱等	建築基準法違反の建築物に係る水道の取扱いに関する覚書
行政指導指針	○水道局東部水道センター給水装置工事グループにおいて、都市整備局より違反建築物について、給水装置工事申込みの保留要請を受けたときは、当該違反建築物の工事申込みの承諾その他給水に必要な措置を保留します。 ○水道局東部水道センター給水装置工事グループは、工事申込みの承諾に際し、工事申込者が建築基準法による確認申請を行っているかについて、確認通知書又は確認申請受付票の提示を求めることとし、提示のなかったものについては、一定期間工事申込みの承諾を保留します。（10日を限度とする）
ホームページ	
備考	

○ 建築基準法違反の建築物に係る水道の取扱いに関する覚書

(昭和46年 5月31日住宅局[旧建築局]・水道局)
(最近改正 平成17年 3月31日)

住宅局長及び水道局長は、昭和46年 1月29日付、建設省住宅区局長及び厚生省環境衛生局長通達の主旨に基づき、建築基準法違反の建築物に係る水道の取扱いについて、次の条項を約定し、各1通をそれぞれ保有するものとする。

記

- 1 住宅局が、次の各号に該当する違法建築物（「建築基準法又はこれに基づく命令若しくは条例の規定に違反した建築物」をいう。）について、水道局に対し文章により違反の理由を附して給水装置工事の申込み（以下「工事申込み」という。）の承諾、その他給水に必要な措置を保留するよう要請した場合、水道局は当該保留要請の建築物が現に居住の用に供されている場合を除き、工事申込みの承諾、その他給水に必要な措置を保留するものとする。
 - (1) 当該建築物の建築主、工事施工者等に対し、建築基準法第9条の規定に基づく工事の施行の停止又は違反の是正措置を命じていること。
 - (2) 当該建築物の建築主、工事施工者等に対し、水道工事申込みの承諾、その他給水に必要な措置を保留するよう要請を行う旨、確実な方法で通知していること。
 - (3) 当該建築物又はその敷地内に前号の要請を行う旨の掲示をしていること。
- 2 住宅局が、第1項第1号の命令の目的が達せられたと認めたときは、すみやかに、文書に水道局に通知するものとし、水道局は同通知により第1項の保留の措置を解除するものとする。
- 3 水道局は、工事申込みの承諾に際し、工事申込者が建築基準法による確認申請を行っているかについて確認通知書又は確認申請受付票の提示を求めることとし、提示のなかったものについては、一定期間工事申込みの承諾を保留するものとする。
- 4 この覚書に基づく事務処理要綱は、住宅局建築指導部指導課長及び水道局業務部給水課長が協議して定めるものとする。

昭和46年 5月31日

住 宅 局 長 局長名
水 道 局 長 局長名